

**(一社) 日本家具産業振興会/木製家具  
製造業における  
自主行動フォローアップ調査について**

**令和8年1月20日**

**一般社団法人日本家具産業振興会**

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月10日～11月25日
- ・ 調査企業：一般社団法人日本家具産業振興会の会員企業  
62社を対象
- ・ 回答企業：36社
- ・ 回答率：58,1%

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓「価格決定方法の適正化」について…全て若しくは多くの仕入先と協議したとの合計回答は、17社の47,2%であった。協議している実施数は増えているがまだ改善の余地ある。
- ✓「支払い条件」について…オール現金は24社（66,7%）とまだ少ない。半金半手、いまだにオール手形もあった。より現金化を進めていく必要性あり。
- ✓「減額要請」について…歩引きやリベート等により、発生時に定めた代金から差し引かれた若しくは支払代金の割り戻しを要請(減額要請)したことはあるかの問いに対し、10社は実施したとの回答。
- ✓「型取りの適正化」について…型取引をしている企業は36社中36社であった。その内24社は金型であり、12社は木型であった。
- ✓「知的財産等への対応」…この知財を取り扱う企業が、アンケート回答で全てが1社、多くの企業と回答した企業は9社であった。各企業のこだわりを訴えていくには、着実に知財製品を増やしていく必要がある。
- ✓「働き方改革」については…75%の企業が配慮している。残りの企業は残念ながら配慮していないとの回答であった。まだまだ「働き方改革」について意識が薄い企業も存在し、時世に応じた改善活動の必要性を訴えていきたい。

# 2 . 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

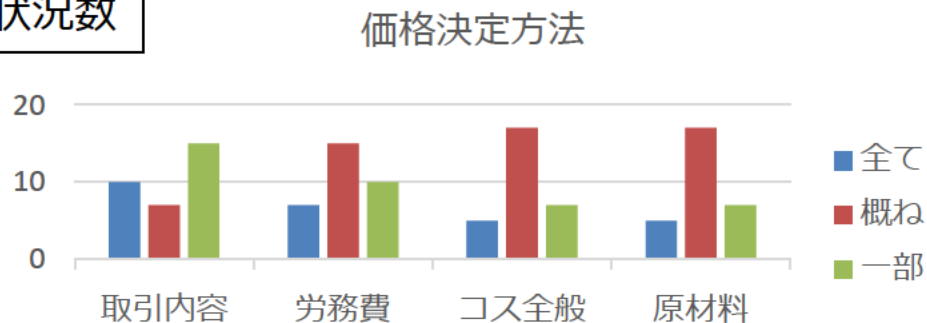
## 重点課題に対する取組 ①－A価格の決定方法

### 【価格決定の分析結果から今後の課題】

- 2025年に適用する単価の決定、改定にあたり、仕入先（発注先）との協議の実施状況の問いに対し、全ての仕入先が10社27,3%、多くの仕入先が7社19,4%、一部が15社41,6%と協議していた。ただ、半数ちかい企業は、一部の仕入先としかできていない。これらをより高める改善活動が必要である。
- 価格転嫁の協議について、7社が貴社、20社が仕入先、5社が双方との回答であった。双方から、話し合いが出来ような関係構築を醸成していく必要性がある。
- 労務費の価格転嫁については、27社75%の企業で経営トップが関与している。また、仕入先と定期的に協議の場で、全て（100%）若しくは概ね（81～99%）の2項目で全企業が設けていると回答。その価格転嫁については22社61%の企業しかまだ出来ていない。出来ていない企業は資料等を基に折衝し、ご理解をいただき改善していくしかない。

### 【設問と回答】

各項目ごとの回答状況数



# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ①-B価格の決定方法の改善活動

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 原材料価格の変動の価格反映状況において、全て若しくは概ね出来たとの回答企業数は22社61,1%にとどまった。ほぼ100%ちかくへ高めていく地道な改善活動が必要である。
- サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断するかの問いに対し、24社66,7%の企業が対応できていると回答。こちらは、重要な要素なのでサプライチェーン全体で、より対応できるように意識を高め事ある毎に呼びかけていきたいと思う。
- 仕入先から労務費の上昇を理由に、取引価格の引き上げを求められた場合、協議の場に付くかの問いに対し、全て若しくは概ねつくと回答した企業は31社86,1%であった。全体的に相手の立場を理解できるような環境に改善しつつあるが、より高めていく活動を実施していく。
- コスト全般の変動の価格反映状況の問いに対し、全て若しくは概ね反映できたと回答した企業は24社66,7%であった。まだ3分1の企業が来ていない。来ていない企業は、費用項目別に具体的資料を提示しながら、ご理解をいただき改善していくことである。
- ◆ お互いに言いづらく聞きたくない協議内容ではあるが、業界全体を視野に前向きに捉え、また将来を見据えたプラス発想で、確りと取り組んで行く強い意志と固い信頼関係を同時に構築していくことが肝要である。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ②-A支払条件

### 【分析結果・今後の課題】

- 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との間で、歩引きやリベート等により、発生時に定めた代金から差し引かれた若しくは支払代金の割り戻しを要請したことはあるかの問いに対し、10社（27,8%）が要請し、26社（72,2%）は要請していなかった。
- 支払い条件において、直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引について、現金支払いの割合は24社（66,7%）がオール現金、4社（11,1%）が半金半手、それ以外は50%未満の現金からオール手形支払いであった。
- オール現金支払い企業以外で、支払い方法としては約束手形が5社、電子債権が4社、ファクタリングが2社であった。
- 約束手形、電子決済、ファクタリング支払いのサイトはどれくらいかの問いに対しては、半数が60日以内であった。ただ、今後下請法に抵触しかねない支払い方法である61日～90日を実施している企業は、まだ4社あった。
- 2026年1月1日以降、約束手形が利用できないことを知っているかの問いに対し、現在手形払いの企業の内8社が知っており、2社は知らなかった。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ②-B支払条件の改善活動

【課題を踏まえた今後のアクション】改善活動】

□2026年には約束手形が利用廃止になったので、この時期を捉え、さらにオール現金化計画を進めていく。  
2025年度中に、オール現金支払いの24社は別とし、現金50%手形50%半金半手支払い企業の4社もオール現金化を進めていただく。特に、課題となるのは上記以外の8社は現状現金50%未満から手形、電子決済、ファクタリング支払となっている。ここを中心に支払改善活動を実施していく。

□約束手形が2026年1月1日の取引で使用できないことを再度お伝えし、利用廃止に向けて徹底していく。

□60日以上支払いサイトの企業には、60日以内に短縮するように改善活動を実施していく。

下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして公正取引委員会が公表。今年度は、この60日を  
超す手形が使用できないことを、当会の総会や理事会を通じて確りと該当企業へお伝えしていく。

◆企業活動において、支払い条件は重要な要素であるので簡単に変更出来ないことは承知している。

ただ、一方で、時代変化を認識し、相手先の意図も汲みながら、より強固な信頼関係を築き上げていくことも重要な  
業務である。

このような手形支払いは、悪しき慣行と思い、無くしていくという固い意志と力強い行動力を会員の方には求めてい  
く。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ③-A 減額要請

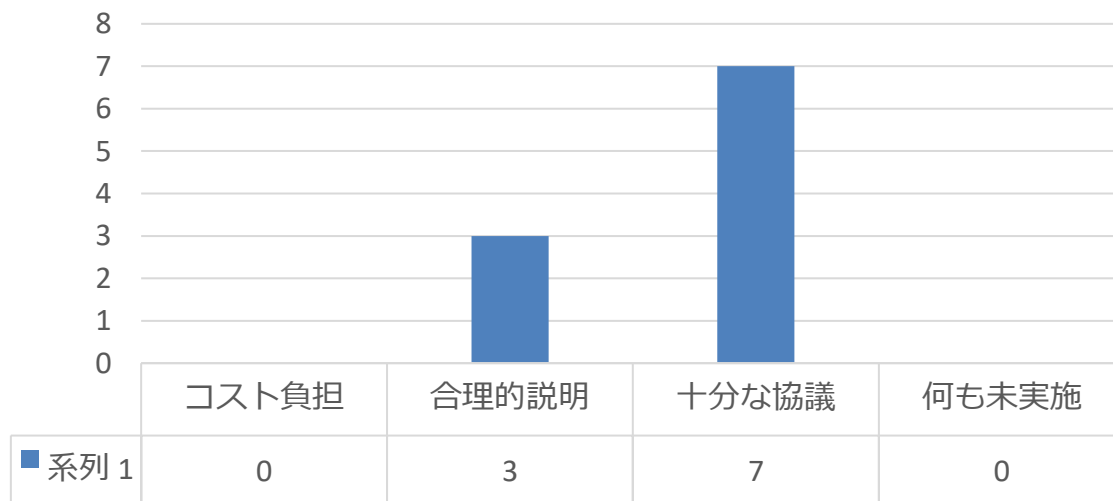
### 【分析結果・今後の課題】

□減額要請については…36社中10社は減額要請したことがあるとの回答であった。

### 【設問と回答】

設問. 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した（以下、「減額要請した」という）ことはありますか。⇒10社あった。26社は要請していない。

設問. 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。⇒下記グラフに示した通り。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組③-B 減額要請の改善活動

【課題を踏まえた今後のアクション】

□減額要請を実施した企業は10社あった。

その中でも、書面で合理的な説明を実施したと回答企業が3社。また、仕入先と（発注先）と、十分協議を行ったと回答企業が7社であった。

いずれも、書面や十分協議を実施したとの回答であった。もちろん優越的地位の乱用に当たるような行為は無かったと思うが、各企業へ改めて確認と依頼を今後も実施していく。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ④-A 型取引

#### 【分析結果・今後の課題】

□型取引の取引条件の明確化については…16社の回答中8社は全て実施したと回答。多くの企業に対し実施した企業は1社のみ。一部の企業に対し実施したと回答した企業は2社。あまり実施しなかったと回答あった企業は1社。まったく実施しなかった企業は4社の内容であった。

□型の保管費用の支払いについては…16社の回答中4社（25.0%）全ての企業に実施した。1社（6.2%）は多くの企業に実施した。2社（12.5%）は一部の企業に実施した。あまり実施しなかったが2社（12.5%）、まったく実施していなかった企業は7社（43.8%）もあった。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ④-B 型取引の改善事項

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

□型取り引きをしている16企業中書面等による取引条件を明確にしている企業は、全ての企業若しくは多くの企業と回答があったのは9社（56.3%）であった。残りの企業は、一部の企業か若しくはあまり実施していない、全然実施していなかった企業も4社（25.0%）もあった。

□令和7年度において取適法（下請法）の第4条2項3号に抵触した例が多く記載されている。金型等を自社の利益のために保管させ、下請事業者の利益を不当に害してしまった例等である。

我々家具業界もこれらを他山の石とせず、相手の立場を尊重し、互いのためになることを優先し実行していく。具体例を掲げ、下記のように改善し実施していく。

◆型取引における課題は、①型の所有権の所在②保管費用の取り扱い③不要な型の長期保管である。

①においては、取引条件における重要ポイントなので事前協議し、明確にしお互いが納得し書面に残す。②においても、事前協議し明確に書面に記す。③においても、曖昧さを無くす観点からも何年なのか、どのレベルが廃棄相当なのか事前協議で明確にして書面に記す。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ⑤-A 知財取引

### 【分析結果・今後の課題】

□知的財産について、全ての企業（100%）と知的財産を扱う取引がある企業はゼロであった。多くの企業(99～81%)と知的財産を扱う取引があると回答があった企業は1社。一部の企業（80～41%）とが9社、あまり扱う取引はない（40～1%）企業は10社であった。一方、扱う取引が一切ない企業も16社（44,4%）であった。

□知的財産を扱う企業にいて、直近1年で知的財産を含む取引において、適正な取引を実現するための取り組みを実施した割合を教えてくださいとの問いに対し、全てが4社、多くの企業が3社、一部の企業が5社であった。一方、あまり実施しなかったのは5社で、全くしなかった企業は3社あった。

□知的財産等を扱う取引があると回答した企業に、具体的にどのような取り組みを行っているかに対する回答（複数）は下記のような内容であった。

①双務的契約の締結が14社②契約締結に当たり仕入先明示的に内容協議を実施している12社③仕入先が有する営業上の秘密を知り得る行為をしない8社④仕入先が有するノウハウや技術情報の提供を求めない6社⑤工場監査・品質保証の際には必要範囲に確認にとどめる8社⑥仕入先と共同開発した発明等の帰属については協議の上決定している7社⑦知的財産に対しては適切に対価を支払っている8社⑧知的財産に関する紛争の責任や権利侵害調査の負担については協議の上決定している4社の内容であった。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ⑤-B 知財取引の改善事項

### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- 知的財産を扱う企業は、知的財産をもっと慎重に扱い、保護していくよう改善を求めている。
- 我々の業界にとっての知的財産と呼べるものは、家具のデザインである。人間の創造的活動によって生み出された発明などを創造した人（企業）の財産保護する為のものなので、簡単ではないが計画的に増やしていくことが業界発展にもつながっていくので全企業に求めている。
- ◆ 日本の木製家具市場の現状を振り返ると、ここ20年ほど海外製品市場占拠率が年々高まり、ほぼ標準化しつつある。日本の文化・伝統に照らし、国内家具メーカーならではの緻密で丁寧で決め細やかな製品づくりとそこにもう一工夫の現代的付加価値を加えることにもう一度心血を注ぐべきである。これらを訴え続けていく。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ⑥-A 働き方改革

### 【分析結果・今後の課題】

- 働き方改革については…仕入先に対し、働き方に配慮した発注を実施しているかの問いに対し、36社中27社（75,0%）は配慮しているとの回答であった。残念ながら9社（25,0%）は配慮していないとの回答であった。
  
- 働き方改革に関する対応の結果、仕入先に対し影響が生じる可能性があるかの問いに対しての回答(複数)は下記のような結果であった。①特に影響はない25社②急な仕様変化への対応の増加6社③短期間での発注の増加6社④検収の遅れ1社⑤支払い決済処理のズレによる入金遅れ0社⑥従業員派遣を要請0社⑦発注業務の拡大・営業時間の延長1社⑧祝休日出勤の増加1社⑩わからないが3社であった。
  
- 直近1年間で、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコスト負担した状況の問いに対しては下記のような回答結果であった。①全ての仕入先について適正なコストを負担した5社②多くの仕入先について適正なコストを負担した4社③一部の仕入先について適正なコストを負担し7社④適正なコスト負担はあまりしなかった2社⑤適正なコスト負担は全くしなかった0社⑥短納期発注や急な仕様変更などは行っていない18社

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑥-B 働き方改革の改善活動

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

□働き方改革...この意識については昨年より浸透しているようだ。こちらの課題については、大きく捉えると次の4つに集約される。①長時間労働②非正規社員と正規社員の格差是正③高齢者の就労促進④働き方改革関連法によるものである。特に、我が業界は①の長時間労働と生産性向上、労働環境、そして賃金アップが構造的課題と思う。

生産年齢人口減に突入している今だからこそ、各企業が早急に取り掛かり各社別の課題を深掘りし、その課題解決策を探しあて着実に実行していくことである。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ⑦その他・サプライチェーン全体

【分析結果・今後の課題、課題】 【課題を踏まえた今後のアクション】

□社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動について当てはまるものを選択に対しては、下記のような回答（複数）であった。

①下請法や信仰基準等を踏まえて自主点検や社内マニュアルを整備11社②経営トップからの指示で社内周知21社③社外の下請法の説明会やセミナー参加11社④社内で下請法の研修等の実施8社⑤仕入先が相談しやすいように、第三者的立場の窓口設置している1社⑥仕入先へ下請法等に係る説明会やセミナーを実施している1社⑦仕入先のみならず、さらに先の仕入先を含めた複数の取引段階にある事業者間で協力し取り組みを行っている4社⑧何もしていない10社⑨その他1社

【課題を踏まえた今後のアクション】

□普及啓発活動については…まず、理事会に発表し36社の回答であるが現状を認めていただく。各課題について議論を深め、多くの課題から理事会として優先すべき課題を見出し、解決案について話し合い、理事会企業から実践行動していく。その後、総会にも再度全体の現状認識をしていただき、理事会での決定事項について承認をいただき、会員企業全体で取り組み改善させていく。

また、木製家具製造企業に関連する木材の仕入れ業者、同じような家具製造で当会の非会員、家具の流通業者、家具販売店まで事あるたびに我々の活動を理解していただき、協力を求めていく。

# 3. 重点取り組みに向けた今後の取組

## 【今後の取組】

### 【周知方法】

・総会、理事会にて、「価格決定の適正化」、「原価低減要請・協賛等」、「支払条件」「型取引」、「知的財産に関する適正な取引」、「働き方改革」等のアンケート結果の実態を発表する。現状をご認識いただき、ご意見を聴きながら、業界全体としてどのような改善策が必要か理事会で話し合い、結論を見出し、その後総会に諮り全会員へ改善策を訴えていく。

### 【改善策の時期、期間】

- ・2026年2月 理事会にて、このアンケート結果を発表し、課題対策について話し合う。
- ・2026年6月 総会にて、再度アンケート結果を発表し、現状の実態を把握してもらう。同時に、課題に対する「改善対策（案）」発表し、ご理解と承認を得る
- ・(6月以降)改善策の提案後⇒年4回の理事会等で改善状況の進捗度を発表  
同時に、ニュースレターで全会員へ改善状況の進捗度を発表し協力を依頼